

## 法的義務としての条件つき義務について

### 論附有義務条件之法規範

2017年9月22日 成功大学社会科学院

足立英彦（金沢大学）

1. 検討の対象：本報告では、条件付きの義務を定める法規範（以下、条件付きの法規範と呼ぶ）について検討する。たとえば、日本民法 709 条の条文「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」は、「ある人が故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害したならば、その人は、それによって生じた損害を賠償しなければならない」ということを定めていると解釈できる。このような、種々の法源（法律、命令、判例等）から読み取れる意味内容（これを本報告では法規範と呼ぶ）のうち、「もしある人が・・・をしたならば（＝条件）、その人は・・・をしなければならない」という形式をもつもの、すなわち条件付きの法規範が本報告の検討対象である。

検討の対象：在本報告中我想要就規定附有條件義務之法規範(以下稱之為附有條件的法規範)加以検討。日本民法 709 條規定，「因故意或過失而侵害他人的權利或受法律保護的利益者，負賠償因該行為而造成的損害。」此條文規定可作以下解釋，「某人若是因故意或過失而侵害了他人的權利或受法律保護的利益的話，那該某人則必須賠償其行為所造成的損害。」諸如此般法源（法律，命令，判例等）中可理解的意思內容（本報告中稱之為法規範）裏，具有「如果某人做了什麼的話（＝條件），那麼該某人則必須・・・」此等形式，即附有條件的法規範是本報告的檢討對象。

2. 検討の意義①：条件つき法規範を検討対象とする理由として、以下の2点を挙げることができる。第一に、条件つき法規範の分析は、法的推論の分析のために不可欠である。法的推論とは法規範と事実に基づいて法的な判断を下すことであるが、その際、条件つき法規範は主要な役割を果たす。したがって、条件つき法規範の正しい理解なしには、法的推論の分析も行えない。

検討の意義①：將附有條件的法規範列為檢討對象的理由，有以下兩點。第一，在分析法律推論的過程中，附有條件法規範的分析是不可或缺的。所謂法律推論指的是根據法規範與事實而做出法律的判斷，在該判斷中，附有條件的法規範發揮了主要的功能。因此若對附有條件的法規範沒正確地理解，將無法分析法律推論。

3. 検討の意義②：第二に、条件つき法規範の分析は、実証主義的法概念と非実証主義的法概念の争いを検討するためにも不可欠である。実証主義者は、法と道徳の間に必然的な関係があることを否定し、非実証主義者はそれを肯定する。ところで、規範には条件つきのものと無条件のものがあるのだから、法規範と道徳規範の間には、一種類ではなく四種類の関係があることになる（カントに依拠して、道徳規範はすべて無条件であると考えらるなら、両者の関係は二種類である）。そして、それぞれの関係を分析するためには、「条件つき規範」及び「無条件の規範」の構造を正しく理解することが不可欠である。

検討の意義②：第二，分析附有條件的法規範，是在檢討實證主義的法概念與非實證主義法概念的爭論時不可缺少的。實證主義者否定了法與道徳間存在著必然的關係，而非實證主義則肯定之。因規範中有，附有條件的規範與無條件的規範，故法規範與道徳規範間存在著不是一種而是四種關係（若是根據康德，而認為道徳規範全是無條件者，那前述的兩者關係則成為兩種）。而且為了分析各個關係，也必須正確地理解「附有條件的規範」與「無條件的規範」的構造。

4. 先行研究：条件つき規範の表現方法についてはこれまで多くの研究がなされてきたが、説得的な答は未だ発見されていない（Hilpinen and MacNamara 2013; Navarro and Rodriguez 2014）。Chisholm は、第一次的義務（primary obligation）（例えば、「他人の権利や利益を侵害してはならない」）と、その義務を守らなかった場合に課される義務（contrary to-duty (CTD) obligation）（例えば「他人の権利や利益を侵害したならば、それによって生じた損害を賠償しなければならない」）の関係について検討し、両者を標準義務論理（Standard Deontic Logic, SDL）の式によって表現すると、一種のパラドックス（paradox）が生じることを指摘した（Chisholm 1963）。Von Wright は、このパラドックスを回避するために、二項義務演算子(dyadic obligation operator)を用いて CTD Obligation を表現することを提案し（von Wright 1964），Hansson がその提案を発展させた（Hansson 1971）。Hilpinen and MacNamara によると、条件つき規範を標準義務論理で適切に表現することはできないという点で、ほとんどの義務論理学者が一致しているという（Hilpinen and MacNamara, 2013）。

先前的研究：有關附有條件規範的表示方法，到目前為止已有許多的研究，但仍未出現具有說服力的答案（Hilpinen and MacNamara 2013; Navarro and Rodriguez 2014）。Chisholm 檢討了第一次的義務（primary obligation）（例如，「不許侵害他人的權利、利益」與不遵守義務時而被課以義務（contrary to-duty (CTD) obligation）（例如，「如果侵害了他人的權利、利益，則必須賠償其損害」的關係，指出若將兩者用標準義務邏輯（Standard Deontic

Logic, SDL) 來表示，便會產生一種反說 (paradox) 的結果 (Chisholm 1963)。Von Wright 為了避免這種反說的結果，建議採用二項義務演算子 (dyadic obligation operator)，以表示 CTD Obligation 而 Hansson 更將該建議做了進一步的推展 (Hansson 1971) 根據 Hilpinen 與 McNamara，用標準義務邏輯是無法恰當地表示附條件的規範，就這一點幾乎所有義務邏輯學者的意見是一致的 (Hilpinen and McNamara, 2013)。

5. 本報告の目的：本報告は，上記の先行諸研究とは異なり，条件つき法規範を標準義務論理で表現する方法を検討し，その表現方法の一つである **wide scope ought** を用いたことを擁護することを目的とする。ところで，本報告の以下の内容を理解するためには，少なくとも条件命題と義務様相の理解が不可欠であるため，以下の 6 と 7 でそれらを説明する。

本報告の目的：本報告與前述の先前研究不同，檢討以標準義務邏輯來表示附條件法規範的方法，並以擁護採用 **wide scope ought** 程式為目的。對了，為了能理解本報告的以下內容，因至少必須清楚條件命題與義務模態。我將會在下面的 6 與 7 中作以說明。

6. 条件命題：ある状態 (state of affair) を表現する文を命題と呼び， $p, q, r, \dots$  で表す。また条件命題 (if  $p$ , then  $q$ ) を  $p \rightarrow q$  とする。条件命題  $p \rightarrow q$  の真理値 (真または偽という値) は命題  $p, q$  のそれぞれの真理値に依存する。その対応は以下の通りである。とくに  $p$  が偽の場合には， $q$  の真理値にかかわらず  $p \rightarrow q$  は真である，ということに注意してほしい。

条件命題の真理表

P	q	$P \rightarrow q$
1	1	1
1	0	0
0	1	1
0	0	1

(1: 真, 0: 偽)

条件命題：描述某種狀態的文章，稱之為命題，並以  $p, q, r, \dots$  來表示。以条件命題 (if  $p$ , then  $q$ ) 為  $p \rightarrow q$ 。条件命題  $p \rightarrow q$  の真理値 (是真的或是假的值) 端賴  $p, q$  命題的各自真理值。相應的內容如下表。特別要注意的是，當  $p$  是假的時候，不管  $q$  の真理值為何， $p \rightarrow q$  の条件命題都是真的。

7. 義務様相 (deontic modality) : 「～でなければならない (～は義務である)」 (It ought to be that...) を  $O$  で表す。また, 「 $p$  でなければならない」という命題を  $Op$  と表現する。 $Op$  の真理値は, Kripke の可能世界意味論に基づくと, 以下のように定義される。

(1) ある世界  $w$  において  $Op$  が真である。=  $w$  から到達可能なすべての理想世界において  $p$  が真である。

義務模態 (deontic modality) : 以  $O$  來表示「必須是、、、、(、、、是義務)」 (It ought to be that...)。「必須是  $p$ 」的命題以  $Op$  來表示。 $Op$  的真理值, 根據 Kripke 的可能世界意思理論, 如下定義之。

(1)在某個世界  $w$  裏  $Op$  是真的。=從  $w$  到所有可能到達的理想世界裏  $p$  是真的。

8. 標準義務論理による条件つき規範の表現方法: 条件つき規範「もし  $p$  ならば  $q$  でなければならない」は, 標準義務論理 (SDL) によって以下の二種類の式で表現される。

採用標準義務邏輯的附條件規範的表示方法: 附條件規範「如果是  $p$  就必須是  $q$ 」, 根據標準義務邏輯, 可用以下兩種方式表示。

(2) wide scope ought:  $O(p \rightarrow q)$  「 $p$  ならば  $q$ , でなければならない」

(3) narrow scope ought:  $p \rightarrow Oq$  「 $p$  ならば,  $q$  でなければならない」

兩者の違いは, (2)の  $O$  が  $p \rightarrow q$  (「もし  $p$  ならば  $q$  である) の全体を修飾しているのに対して, (3)の  $O$  は, 「 $q$  である」だけを修飾しているという点にある。

兩者不同處在於(2)的  $O$  修飾的是  $p \rightarrow q$  全體, 而(3)的  $O$  只修飾「是  $q$ 」而已。

9. Wide-scope Ought の問題: wide scope ought に対しては以下の二つの問題を指摘しうる。

Wide-scope Ought 的問題: 對於 wide scope ought 可指出下面兩個問題。

10. Wide-scope Ought の問題①とそれに対する反論: 一つ目は, 次の推論が SDL では妥当する (valid) という問題である。

Wide-scope Ought 的問題①與其反論: 首先是, 下面的推論用 SDL 是有效 (valid) 的問題。

#### (4) $O\neg p \models O(p \rightarrow q)$

$\models$  (故に) は、左の命題が真であるならば右の命題も真であることを、すなわち、左辺から右辺を導く推論が妥当であることを意味する記号である。 $\neg$ は否定を意味する。現実世界で  $O\neg p$  が真であれば、(1)により、現実世界から到達可能なすべての理想世界において  $\neg p$  は真である。ところで、 $\neg p$  が真ならば  $p$  は偽であり、 $p$  が偽であれば、条件命題の真理表により、 $P \rightarrow q$  は真である。したがって、すべての理想世界で  $\neg p$  が真なら、すべての理想世界で  $p \rightarrow q$  は真であり、(1)により、現実世界で  $O(p \rightarrow q)$  は真である。

$\models$  (故) 是、若是左邊の命題是真的，那右邊的命題也是真的。也就是說，這意味著從左邊引導到右邊的推論是有效的符號。 $\neg$ 意味著否定。在現實世界裏，如果  $O\neg p$  是真的，那根據(1)，從現實世界到所有可能到達的理想世界裏， $\neg p$  是真的。但是如果  $\neg p$  是真的，那麼  $p$  則為假的，若  $p$  是假的，根據條件命題的真理表， $P \rightarrow q$  則為真的。因此在所有的理想世界裏，若  $\neg p$  是真的，那在所有的理想世界裏  $p \rightarrow q$  是真的，根據(1)，在現實世界裏， $O(p \rightarrow q)$  是真的。

「他人の権利を侵害した」という命題を  $p$  とする。そうすると、 $O\neg p$  は「他人の権利を侵害してはならない」を意味する。仮に、この  $O\neg p$  が真であるならば (例えば、民法にそのような定めがあるならば)、(4)により、 $O(p \rightarrow q)$  も真である。 $q$  は任意の内容でありうるので、たとえば、「他人の権利を侵害したならば、それによって生じた損害を賠償しなければならない」という日本民法 709 条の意味内容は、それが民法やそれ以外の法令で定められていなくても真である。また、「他人の権利を侵害したならば、その人を殺さなければならない」も真である。これらの帰結は、非常に奇妙に思われる。

以  $p$  表示「侵害了他人權利」的命題。於是  $O\neg p$  意味著「不許侵害他人的權利」。假如這個  $O\neg p$  是真的話 (例如民法若有類似這樣的規定)，根據(4)， $O(p \rightarrow q)$  也是真的。因  $q$  可以是任意的內容，例如，日本民法 709 條的意思內容，「若侵害了他人的權利，則必須賠償其所造成的損害」，即使民法或其他的法令沒有該規定，也是真的。還有，「若侵害了他人的權利，必須殺那個人」也是真的。這些歸結，令人感到非常奇妙。

しかしこの奇妙な帰結は、 $O\neg p$  は法規範ではない、とみなすことで回避できる。Chisholm が指摘するように、 $O\neg p$  は第一次的義務であり、 $O(p \rightarrow q)$  は、この第一次的義務が守られなかった場合に課される義務 (CTD-obligation) を表したものである。一つの規範体系において、第一次的義務と CTD-obligation を共存させる理由はない。第一次的規範である  $O\neg p$  は法規範の体系とは別の体系に属する規範 (たとえば道徳規範) であると考えれば、 $O\neg p$  から法規範としての  $O(p \rightarrow q)$  を導くことはできない。

可是這奇妙的歸結，可靠著將  $O\sim p$  當作不是法規範而避開。就如同 Chisholm 所指摘的， $O\sim p$  是第一次的義務，而  $O(p\rightarrow q)$  是指，第一次的義務不被遵守時所被課的義務 (CTD-obligation)。在一個規範體系中，第一次的義務與 (CTD-obligation) 是沒有共存的理由的。如認為第一次義務的  $O\sim p$  是屬於，有別於法規範體系的另外體系的規範(例如道德規範)，那從  $O\sim p$  是無法演繹出作為法規範的  $O(p\rightarrow q)$ 。

實際に、日本の法令は、民法 709 条において CTD-obligation を定めているが、「他人の権利や利益を侵害してはならない」という第一次的義務は定めていない。同様に日本刑法 199 条は、「人を殺した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する」と定めているが、「人を殺してはならない」とは定めていない。

實際上，日本法律在民法規定 CTD-obligation，但並沒有規定「不許侵害他人的權利、利益」，即所謂的第一次的義務。同樣的，日本刑法 199 條規定，「殺人者，處以死刑、無期徒刑，或五年以上的有期徒刑」，但並沒規定「不許殺人」。

11. Wide-Scope Ought の問題②とそれに対する反論：二つ目は， $O(p\rightarrow q)$  という式は，この世界に住む我々にとって役に立たないのではないか，という問題である。この式は，この世界から到達可能な理想世界では  $p\rightarrow q$  が真である，ということだけを表している。もし，この現実世界で  $p$  が真であり（たとえば，ある人（甲）が他人（乙）の権利を侵害した）， $O(p\rightarrow q)$  が真である（他人の権利を侵害したならば賠償をしなければならない）としても，その両者からは論理的な帰結は何も導かれぬ。すなわち， $o(p\rightarrow q)$  は，この世界に住む我々にとっては何の役にも立たない規範である，という批判である。

Wide-Scope Ought の問題②與其反論：第二， $O(p\rightarrow q)$  的程式，其實對住在這世界的我們是毫無幫助的問題。這個程式只表示了，從這個世界到可能到達的理想世界裏  $p\rightarrow q$  是真的而已。如果在這現實世界裏  $p$  是真的(例如，某人(甲)侵害了他人(乙)的權利)，即使  $O(p\rightarrow q)$  是真的(若侵害了他人(乙)的權利則必須賠償)，從那兩者也演繹不出合乎邏輯的歸結。也就是說，對  $o(p\rightarrow q)$  這程式作批判，即該程式對住在這世界的我們而言是沒有任何的幫助的。

しかしながら， $O(p\rightarrow q)$  は役に立たない規範ではない。なぜなら，次の推論が妥当であるからである。

然而， $O(p\rightarrow q)$  這程式並不是毫無助益的規範。為什麼呢?因為下面的推論是有效的。

(5)  $\Box p, O(p \rightarrow q) \models Oq$

$\Box$ は「～は必然的である」(It is necessary that...)を意味する。 $\Box p$ の真理値は以下のように定義される。

$\Box$ 意味著「～は必然的」(It is necessary that...)。 $\Box p$ の真理値定義如下。

(6) ある世界  $w$  において  $\Box p$  が真  $\equiv w$  から到達可能なすべての可能世界において  $p$  が真  
在某世界  $w$  裏  $\Box p$  是真的  $\equiv$  從  $w$  到所有可能到達的可能世界裏  $p$  是真的。

現実世界において  $\Box p$  が真なら、(6)により、現実世界から到達可能なすべての可能世界において  $p$  は真である。理想世界は可能世界の一種なので、すべての理想世界で  $p$  は真である。さらに、現実世界において  $O(p \rightarrow q)$  が真なら、(1)により、現実世界から到達可能なすべての理想世界において  $p \rightarrow q$  は真である。すべての理想世界で  $p$  と  $p \rightarrow q$  が真であるので、すべての理想世界で  $q$  は真であり ( $p, p \rightarrow q \models q$ )、したがって(1)により、現実世界で  $Oq$  は真である。つまり、 $p$  という状態が必然的に真であることを証明でき、法令等の法源に基づき  $O(p \rightarrow q)$  が真であるならば、 $Oq$  (「損害を賠償しなければならない」) が真であることは論理的に導かれる。

在現實世界裏，若  $\Box p$  是真的，根據(6)，從現實世界到所有可能到達的可能世界裏  $p$  是真的。因理想世界是可能世界的一種，所有的理想世界裏  $p$  是真的。還有，在現實世界裏若  $O(p \rightarrow q)$  是真的，根據(1)，從現實世界到所有可能到達的理想世界裏  $p \rightarrow q$  是真的。因在所有的理想世界裏  $p$  跟  $p \rightarrow q$  是真的，所以在所有的理想世界裏  $q$  是真的 ( $p, p \rightarrow q \models q$ )，因此根據(1)，在現實的世界裏  $Oq$  是真的。也就是說，可以證明  $p$  的狀態必然是真的，而根據法令等法源， $O(p \rightarrow q)$  若是真的，那麼可合乎邏輯地演繹出  $Oq$  (「必須賠償損害」) 是真的。

(5)は裁判所で行われている実務に一致している。民事裁判における原告や、刑事裁判における検察官は、単なる事実を証明するのではない。原告や検察官が行わなければならないのは、 $p$  という状態が必ず起こったにちがいない ( $\Box p$ ) ということを、証拠や証言に基づいて証明することである。

(5)與法院的實務運作是一致的。民事訴訟的原告與刑事訴訟的檢察官並不是僅僅證明事實而已。原告與檢察官必須基於證據、證詞去證明  $p$  的狀態一定有發生 ( $\Box p$ ) 之事。

12. Narrow-scope Ought : 上記で述べたように、条件つき規範は、(3)  $p \rightarrow Oq$  という式で表現

することもできる。しかし、以下の二つの理由のため、この式は法的な条件つき規範の表現方法としては不適切である。

**Narrow-scope Ought** : 如前所述、我們也可用(3)  $p \rightarrow Oq$  的程式來表示附條件的規範。但因下面兩個理由、這程式作為附有法律條件的規範的表示方法是不恰當的。

13. **Narrow-scope Ought** の問題① : 標準義務論理においては、次の推論が妥当する。

**Narrow-scope Ought** 的問題① : 標準義務邏輯中、下面的推論は有效的。

(7)  $\neg p \models (p \rightarrow Oq)$

$\neg p$  が真なら  $p$  は偽である。また、条件命題の真理表により、条件命題の左辺が偽であれば、右辺がどのような命題であっても、条件命題は真である。たとえば  $p$  が「ある人が他人の権利を侵害した」を意味するならば、(7) は、ある人が他人の権利を侵害していない、という事実から、 $P \rightarrow Oq$  という条件つき規範が論理的に導けることを意味する。 $q$  は任意の内容でよいので、 $P \rightarrow Oq$  は、「他人の権利を侵害したならば、損害を賠償しなければならない」という民法 709 条と同じ内容かもしれないし、「他人の権利を侵害したら、その人を殺さなければならない」という内容かもしれない。この帰結は奇妙であり、しかもこの帰結を回避する方法はない。

$\neg p$  若是真的、 $p$  則是假的。還有根據條件命題的真理表、條件命題的左邊若是假的、那麼不管右邊是怎樣的命題、條件命題是真的。例如  $p$  若是意味著「某人侵害了他人的權利」、(7)則意味著從某人沒有侵害他人利益之事實、可合乎邏輯地演繹出  $P \rightarrow Oq$  這種附條件的規範。因  $q$  可以是任何的內容、 $P \rightarrow Oq$  這程式可能與民法 709 條的「若侵害了他人的權利、則必須賠償損害」是相同的內容、也可能是與「若侵害了他人的權利、就必須殺那個人」相同的內容。這樣的歸結是奇妙的、而且沒有免於此歸結的方法。

14. **Narrow-scope Ought** の問題② :  $p \rightarrow Oq$  は、標準義務論理が許容する式ではあるものの、規範としては不完全である。 $p \rightarrow Oq$  が真であるということは、条件命題の真理表によれば、 $p$  が偽であるか  $Oq$  が真であることを意味する。したがって、現実世界において  $p \rightarrow Oq$  が真であるということから分かることは、現実世界において  $p$  は偽 ( $\neg p$  が真) である、または  $Oq$  は真である、ということである。そのいずれであるのか、また両方であるのかは分からない。すなわち、この現実世界において  $p \rightarrow Oq$  が真であるということから導ける情報は非常に少ない。仮に、この現実世界にとっての理想世界がどのようなものであるかを述べたものが規範であるとするならば、 $p \rightarrow Oq$  は理想世界の状態を



特定していないので ( $Oq$  かもしれないが、それに特定しているわけではない),  $P \rightarrow Oq$  は不完全な規範であるといえよう。したがって,  $p \rightarrow Oq$  を条件つき「規範」の表現法として採用することはできない。

Narrow-scope Ought 的問題②:  $p \rightarrow Oq$  は標準義務邏輯所容許的程式, 但作為規範是不完備的。所謂  $p \rightarrow Oq$  是真的, 意味著根據條件命題的真理表,  $p$  是假的或者  $Oq$  是真的。因此在現實世界裏從  $p \rightarrow Oq$  是真的可得知, 在現實世界裏  $p$  是假的 ( $\neg p$  是真的), 或是  $Oq$  是真的。但不知道是那一個是真的, 或是兩者皆是真的。亦即, 在現實世界裏可以導引到  $p \rightarrow Oq$  是真的資訊非常少。假如把描述對現實世界而言理想世界是何等狀態當作規範的話, 因  $p \rightarrow Oq$  沒特別規定理想世界的狀態(也許是  $Oq$ , 但也不是在那當中有特別規定),  $p \rightarrow Oq$  這程式可說是不夠完備的規範。因此無法採用  $p \rightarrow Oq$  作為附條件規範的表示方法。

15. Dyadic Ought: 本報告では, von Wright や Benson が提唱した dyadic ought の検討は割愛する。dyadic ought を用いると, CTD-obligation は  $O(q/p)$  という式で表現される。この式は, 第一次的義務の  $O\neg p$  から論理的に導出することはできないので,  $O\neg p$  から任意の CTD-obligation が導けるといふ, 10 で指摘した奇妙な帰結は生じない。しかしながら,  $O\neg p$  と  $O(q/p)$  を一つの規範体系の中に共存させると, 両者の関係がかえって曖昧になってしまうため, dyadic ought の利用に対して私は現在のところ否定的である。

Dyadic Ought: 本報告中, 我從略了有關 von Wright 與 Benson 所提倡的 dyadic ought の検討。若採用 dyadic ought, 將以  $O(q/p)$  程式來表示 CTD-obligation。因這程式無法從第一次義務的  $O\neg p$  進行合乎邏輯地演繹, 也就不會產生在 10 中所指摘的奇妙的歸結(即可從  $O\neg p$  演繹出任意的 CTD-obligation)。然而, 若讓  $O\neg p$  與  $O(q/p)$  同存於一個規範體系中, 反而會導致兩者關係曖昧, 所以現在我對 dyadic ought の採用是持著否定的態度。

16. まとめ: 本報告では, 条件つき規範を, 標準義務論理の式で表す方法を検討した。そして, wide scope ought を用いて条件つき法規範を表すと ( $O(p \rightarrow q)$ ), 条件つき法規範と, 第一次的規範の違いが明確になり, また, 法的推論の表現が法実務と一致するという利点があることを示した。他方, narrow scope ought を用いて条件つき法規範を表すと ( $p \rightarrow Oq$ ), その規範の条件が実現していない場合 ( $\neg p$  が真) に, 任意の条件つき規範が真となってしまうこと, また,  $p \rightarrow Oq$  という条件つき規範は不完全な規範であることも示した。以上のことから, 私は, 条件つき法規範は  $O(p \rightarrow q)$  という式で表されるべきと考える。この法規範と他の種類の規範, とくに道德規範とがどのような関係にあるのかという問題は, 今後の課題とさせていただきたい。

總結：在本報告中，我檢討了用標準義務邏輯的程式以表示附條件規範的方法。而且若採用 **wide scope ought** 來表示附條件得法規範 ( $p \rightarrow Oq$ )，則附條件的法規範與第一次的規範兩者間的相異處將顯得更明確，而且也提示了法律推論的表達是與法律實務有著一致的優點。另一方面，若採用 **narrow scope ought** 來說明附條件的法規範 ( $p \rightarrow Oq$ )，在該規範條件沒實現時 ( $\neg p$  是真的)，附任意條件的規範將會變成真的，還有對附條件規範的  $p \rightarrow Oq$  是不完備的規範也作了提示。從以上的論證結果，我認為附條件的法規範應以  $O(p \rightarrow q)$  的程式作表示。至於法規範與其他種類的規範，特別是道德規範間存有何等關係，請讓我留作今後的課題。

#### 文獻

Roderick M. Chisholm, *Contrary-to-duty Imperatives and Deontic Logic* (1963) 24 *Analysis* 33-36

Bengt Hansson, *An Analysis of Some Deontic Logics* (1969) 3 *Nous* 373-398; reprinted in R. Hilpinen, *Deontic Logic: Introductory and Systematic Readings* (Reidel 1971) 121-147

Risto Hilpinen and Paul McNamara, *Deontic Logic: A Historical Survey and Introduction*, in D. Gabbay et al. (eds), *Handbook of Deontic Logic and Normative Systems* (College Publications 2013) 3-136

Pablo E. Navarro and Jorge L. Rodríguez, *Deontic Logic and Legal Systems* (Cambridge 2014)

Georg Henrik von Wright, *A new System of Deontic Logic* (1964) 1 *Danish Yearbook of Philosophy* 173-182; reprinted in R. Hilpinen, *Deontic Logic: Introductory and Systematic Readings* (Reidel 1971) 105-120